

# 抜本的な鳥獣捕獲強化対策

平成 25 年 12 月 26 日  
環 境 省  
農 林 水 産 省

## はじめに

近年、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣において、急速な個体数増加や分布拡大が起きている。環境省が捕獲数等の情報をもとに個体数<sup>※1</sup>を推定したところ、ニホンジカ（北海道を除く）は 261 万頭<sup>※2</sup>、イノシシは 88 万頭と推定されている（いずれも平成 23 年度）。

鳥獣による被害は、農林水産業に留まらず、生態系、生活環境など広い範囲に及んでおり、また、拡大傾向にある。農作物の被害総額は 200 億円前後で推移しており、数字に現れない被害としても、営農意欲の低下や耕作放棄地の増加などが深刻な状況となっている。森林においては、年間 9 千 ha を超える被害があり、植栽木の食害や剥皮被害は、林業における生産コストを増加させるなど、林業経営意欲の減退を招いている。また、希少植物をはじめとする下層植生の消失や植生の単純化等が進み、多くの生物の生息環境を劣化・減少させ、生物多様性の維持に支障をきたすおそれがあるほか、森林が持つ国土保全機能等の低下が懸念される状況となっている。また、水産業においても有用魚種の食害等の被害が深刻である。

このような中、ニホンジカ（北海道除く）については、現在の捕獲率<sup>※3</sup>を維持した場合、平成 37 年度にはほぼ倍の 500 万頭まで増加する可能性があり、農林業や生態系にさらに激甚な被害をもたらすおそれがある。

このような事態に緊急的に対処するため、被害を及ぼしている鳥獣の個体数の削減に向けて目標を定め、抜本的な鳥獣捕獲対策を集中的に実施することとする。さらに、抜本的な捕獲対策を展開するための捕獲従事者の育成・確保や、被害防止のための取組も併せて推進する。

※1 本文中、環境省が公表した推定値として示している数値は、推定の中央値である。

※2 北海道については道独自の推定により平成 23 年度の個体数は約 64 万頭とされている。

※3 推定個体数に対する捕獲個体数の割合

## 捕獲目標の設定

### ○ 当面の捕獲目標（全国レベル）の設定

- ・ 抜本的な捕獲対策の推進にあたっては、個体数の把握と鳥獣管理の目指すべき姿を明らかにすることが必要である。一方、鳥獣の個体数の正確な把握や、地域の状況や時代のニーズを踏まえた適正な個体数を明らかにすることは非常に難しい。このため、本年 8 月に環境省が行った全国レベルの個体数推計結果を基に、ニホンジカ、イノシシについては、まず当面の目標として、10 年後（平成 35 年度）までに個体数を半減させることを目指すこととし、概ね 5 年後に捕獲対策の進捗状況を確認

し必要に応じて見直しを行うこととする。

- ・ 具体的には、本州以南のニホンジカは、現状の 261 万頭（平成 23 年度推定値）を平成 35 年度までに半減、北海道については、第 4 期エゾシカ保護管理計画に基づき平成 28 年度に 38 万頭まで減少させることを目指す。また、イノシシについては現状の 88 万頭（平成 23 年度推定値）から平成 35 年度に 50 万頭まで減少させることを目指す。
- ・ 目標達成のため、本州以南のニホンジカについては平成 23 年度実績（27 万頭）の 2 倍以上の捕獲を全国で行うことを目標とする。また、北海道のニホンジカは、既に推定個体数の 2 割以上の捕獲が行われていること、個体数が減少していることから、当面、現行の捕獲対策を推進する。
- ・ イノシシについては、平成 23 年度において自然増加数を上回る捕獲（39 万頭）が行われていると考えられることから、同程度以上の捕獲を全国で行うことを目標とする。
- ニホンジカについては、都道府県別の捕獲目標の試算・提示
  - ・ 都道府県レベルで個体数の推計を行い、都道府県別の捕獲目標を設定することが重要である。
  - ・ 推定に用いるデータの整理・追加を早急に進める必要があること、全国的に同様の手法での推定が重要であることから、国が緊急的に、推定に必要な初期情報の収集・調査、都道府県レベルの個体数の推定及び捕獲目標の試算、結果の公表を行うとともに、都道府県への推定手法の普及を推進する。
- 都道府県による計画的な捕獲の推進
  - ・ 都道府県による捕獲目標の設定、捕獲状況の速やかな把握、目標の達成状況の評価、必要に応じた目標の見直しが推進されるよう支援等を行う。

#### **捕獲目標達成に向けた捕獲事業の強化**

- 都道府県による捕獲（個体数調整）の強化及び支援
  - ・ 個体数調整を積極的に推進するため、鳥獣保護法に基づく管理のための捕獲事業の制度化及び支援策を検討する。
  - ・ 鳥獣保護法改正後に都道府県が円滑かつ効率的に捕獲事業を行う際のモデルとなるよう、先行的な捕獲に取り組む。
  - ・ 都道府県が行う管理のための捕獲事業が円滑かつ効率的に実施されるよう、安全性を確保した上で現在禁止されている夜間の銃による捕獲を可能とするなどの規制緩和を行う。

- 市町村による捕獲（有害捕獲）の強化
  - ・ 鳥獣被害防止特措法により市町村が定める被害防止計画に基づき、地域ぐるみによる鳥獣の捕獲等の的確な実施を推進する。
  - ・ 被害を及ぼす鳥獣の更なる捕獲数増大に向けて、平成 24 年度補正予算「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策」による集中的な緊急捕獲活動や、ICT 等を用いた大量捕獲技術の導入等による取組の高度化を推進する。
  - ・ 特に、緊急捕獲活動の実施においては、25 年度中から、ニホンジカやイノシシなどが出産期を迎える前の春先に集中的な取組を推進することにより、効率的な対策を推進する。
  - ・ 捕獲の促進にも資するよう、侵入防止柵の整備に当たっては、ICT を活用したわな等との一体的な整備を推進するとともに、出口対策としての処理加工施設の整備を推進する。
  - ・ 国有林内における捕獲の円滑化を推進するとともに、新たな捕獲技術の提供・普及を図る。
- 国立公園・国指定鳥獣保護区における捕獲の強化
  - ・ 国立公園・国指定鳥獣保護区において、ニホンジカ個体数の管理計画に基づき、先進的な捕獲手法も導入した科学的かつ効果的な捕獲を順応的に実施する。

#### 捕獲事業を支える従事者の育成・確保

- 専門事業者の育成
  - ・ ニホンジカ等の捕獲を行う事業者を認定する制度を創設し、認定事業者の業務の円滑な実施のために捕獲許可手続きの簡素化を行うことを検討する。
- 狩猟者の確保
  - ・ 農業高校等の生徒の在学中または卒業直後の就職時の狩猟免許取得や、地域ぐるみの捕獲に携わる若者の狩猟免許取得等が可能となるよう、わな猟及び網猟の免許取得年齢（現 20 歳以上）の引き下げを検討する。
  - ・ 狩猟免許所持者の減少を食い止め、免許所持者数を現状水準で維持するため、狩猟フォーラムの開催による狩猟免許取得の促進や、狩猟免許所持者の技能向上に向けた研修会の開催等を行う。
- 鳥獣被害対策実施隊の増加
  - ・ 捕獲等の活動を担う鳥獣被害対策実施隊の設置数について、現行の 674 から早急に 1,000 に増加させるため、鳥獣被害対策実施隊設置が少ない地域や進捗が遅れが見られる地域を対象とした設置促進に向けた督励訪問活動等を実施する。

- ・効果的な活動が行われるよう、鳥獣被害対策実施隊の体制強化に向けて、農業者団体等民間団体による実施隊活動への積極的な参画を促進する。
- ・鳥獣被害対策実施隊員等について、被害を及ぼす鳥獣の捕獲活動に必要とされる狩猟免許や銃所持許可の取得を促進する。
- 地域ぐるみの捕獲の担い手確保
  - ・地域ぐるみでの捕獲推進モデル地域において、捕獲体制の整備や捕獲技術の向上等を図ることにより、地域における担い手確保及び捕獲の推進を図る。
- 射撃場の整備
  - ・鳥獣被害対策実施隊員や有害捕獲従事者の確保と射撃技術の向上を図る観点から、野生鳥獣の捕殺圧の向上及び個体数の抑制に必要となる射撃場の整備を推進する。

#### その他関連施策（被害防除や生息環境管理等の推進）

- 市町村等における総合的取組
  - ・被害防止計画に基づく、市町村を中心とした地域ぐるみの総合的な被害防止活動として実施する侵入防止柵の整備や追い払い活動等の「被害防除」、耕作放棄地等の鳥獣のエサ場や隠れ場所の刈り払い、緩衝帯の設置等の「生息環境管理」を推進する。
  - ・市町村や都道府県の行政区域を超えて広域に移動する鳥獣に対応するため、関係者で構成される広域活動組織や、複数の市町村の連携による追い払い等の被害防除等の取組を推進する。
  - ・捕獲した鳥獣を食肉等地域資源として有効活用するための処理加工施設の設置や、商品の開発、販売・流通経路の確立など販売面の強化を目指す取組等、食肉としての利活用を推進する。
- 森林における生息環境管理等
  - ・国有林における防護柵の設置や、くくりわな等による捕獲の実施に加え、シャープシューティング等高度な捕獲技術の実証等の取組を推進する。
  - ・森林整備事業（公共）において、広葉樹の植付等の生息環境の整備に加え、パッチディフェンス等の高機能な防護柵の設置、ニホンジカ監視施設の整備、被害森林におけるニホンジカ等の誘引捕獲・処分等の取組を推進する。
- 国立公園・国指定鳥獣保護区における被害防止対策の拡大
  - ・国立公園・国指定鳥獣保護区において深刻化している生態系の劣化に

対する緊急的または予防的な対策として、ニホンジカの侵入を防ぐ柵の整備等を推進し、高山植物群落等の貴重な生態系の維持回復を図る。

○ 専門家の育成

- ・ 科学的かつ効率的な鳥獣捕獲を推進するため、都道府県職員等を対象とした講習会の開催や、鳥獣保護管理に係る人材登録事業の運用等を通じて、専門家の育成を図る。

○ 国民理解の醸成

- ・ ホームページによる情報発信、狩猟フォーラム等における双方向の交流等を通じ、深刻化している鳥獣被害の実態について情報提供を行う。また、被害防止マニュアルの配付による知識の普及や食肉としての利活用の推進を通じた普及啓発を図るなど、鳥獣被害対策の意義・重要性について国民各層の理解を深めるための取組を推進する。

**関係省庁連携のもとでの対策の推進**

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、農林業や生態系等に深刻な被害を及ぼしている鳥獣の捕獲目標を設定し捕獲の強化を図るなど、関係府省の連携により一層効果的な対策を推進することについて、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止及び鳥獣の保護管理に関する関係省庁連絡会議」の構成員である各省庁の了解のもとで実施する。
- ニホンジカ、イノシシ以外の農林水産業、生態系、生活環境等に被害を及ぼしている鳥獣についての有効な対策や、捕獲の担い手の負担軽減に向けた諸課題について、関係省庁による連携のもと、引き続き検討を進める。